

コンセント差込プラグの耐トラッキング性試験は必須です

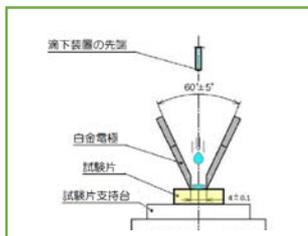
差し込みプラグを組み込む電気製品の耐トラッキング性試験は猶予期間が終了し平成28年3月18日以降、一般家庭で使用される全ての電気用品について電気用品安全法の技術基準適合確認が義務付けられています。

トラッキング現象とは



コンセントに差込んだプラグの周辺に綿ぼこりや湿気などが付着することにより差し込みプラグの刃の間に電流が流れ、火花放電を繰り返すことで、絶縁樹脂表面に炭化導電路(トラック)が形成され、発火する現象です。

耐トラッキング性試験



- 試験片の上面をほぼ水平に支持し、2つの電極間に電圧を印加する。
- 試験電解液50滴を滴下し、トラッキング破壊及び持続炎を発生することなく、少なくとも25秒の測定時間に耐えなければならない。

※トラッキング破壊：0.5A以上の電流が2秒以上流れて過電流継電器が作動すること

経済産業省資料

「電源プラグのトラッキング対策の適用範囲拡大について」

平成27年1月16日 経済産業省商務流通 保安グループ製品安全課 より抜粋

Q：電源プラグのトラッキング対策の適用範囲拡大に伴い、新たに対象となった電気用品について、既に有効期間内の適合証明書を保有しているが、証明書の再取得は必要か？

A：適合証明書の有効期間内は、証明書は有効であるため、再取得する必要ありません。但し、事業者が自ら行う技術基準適合確認は行わなければなりません。

お問い合わせはこちらまで



MGSL

一般財団法人 日本文化用品安全試験所 (ブンカケン)

東京事業所 製品安全部 TEL:03(3829)2509 E-Mail:seino-tokyo@mgsi.or.jp

大阪事業所 生活用品部 TEL:072(968)2226 E-Mail:anzen-osaka@mgsi.or.jp